

ロータリー財団への寄付


2011年7月1日より恒久基金も税制上の優遇措置の対象となります。

年次プログラム基金
ポリオ・プラス
恒久基金
マッチング・グラント提唱者負担分寄付
グローバル補助金提唱者負担分寄付
その他の使途指定寄付

個人及び法人からの寄付は
税制上の優遇措置対象

振込口座 **A**

三井住友銀行 赤羽支店
(普)3978101
公益財団法人ロータリー日本財団

 プロジェクトの返金、ネクタイ/スカーフ、慈善年金の振込先については、口座が異なりますので別途ご相談下さい。